



## 労働者は団結しないと不幸になる

経営者が賃金を支払わなかったり、時間外の賃金を支払わなかったりするのには「労働者を雇ってやっている」「使っている」という支配者意識があるからです。

憲法28条は①団結権②団体交渉権③争議権を保障しています。

労働者は一人では経営者（使用者）に対して、対等で接するのは困難です。使用者は雇用する権利、解雇する権利を持っています。労働者には、これに対抗するため団結権が保障されています。

しかし、そのためには労働者がすすんで団結して労働組合を結成したり、労働組合に入らなければなりません。

労働組合という形で団結してはじめて、会社と対等に向き合えるのです。